

○羽生市立学校適正規模審議会規程

昭和 4 3 年 6 月 1 日

教育委員会規程第 1 号

改正 平成 2 0 年 3 月 1 9 日教委規程第 1 号

令和 2 年 3 月 2 5 日教委訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、羽生市附属機関設置条例（令和 2 年条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、羽生市立学校適正規模審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、羽生市立小・中学校（以下単に「学校」という。）の規模の適正化に関する基本的な重要施策に関し、羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、答申する。

- (1) 学校の適正規模
- (2) 学校規模適正化の年次計画
- (3) その他学校の規模に関する必要事項

(組織)

第 3 条 審議会委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校の校長
- (2) 学校のPTA会員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第 5 条 委員の報酬は、羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例（昭和 31 年条例第 32 号）に定めるところによる。

（会長及び副会長）

第 6 条 審議会に会長 1 名及び副会長 1 名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第 7 条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

（その他）

第 9 条 審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、昭和 43 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 19 日教委規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日教委訓令第 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。